

# 予防技術検定模擬テスト

## －解説付－

No.33

〔共通〕問1 次の防火対象物のうち、当該防火対象物の管理について権原を有する者が、火災の予防上必要な事項等について、定期に、防火対象物点検資格者に点検させ、その結果を消防長又は消防署長に報告しなければならないものとして消防法令上適切でないものを一つ選べ。

- (1) 収容人員が350人の百貨店
- (2) 複合用途防火対象物であって、飲食店の用途に供される部分の収容人員が150人で、事務所の用途に供される部分の収容人員が200人のもの
- (3) 飲食店の用途に供される収容人員200人の5階建ての特定一階段等防火対象物
- (4) 収容人員が500人の小学校

答

解説

- (1) 消防法施行令第4条の2の2第1号
- (2) 消防法施行令第4条の2の2第1号
- (3) 消防法施行令第4条の2の2第2号
- (4) 消防法施行令第4条の2の2。令別表第一(7)項の用途に供される防火対象物は、収容人員数に拘わらず防火対象物点検の義務はない。

〔消防用設備等〕問1 消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の防火対象物に係る消防用設備等がこれらの規定に適合しないときは、当該消防用設備等については、当該規定は原則として適用されないが、一定の要件に該当する場合は当該規定が適用されることとなる。この場合において、消防法令上、当該規定が適用される要件として適切でないものを1つ選べ。ただし、この場合の消防用設備等は、防火対象物の状況に拘わらず改正後の規定が適用される消火器、避難器具等ではないものとする。

- (1) 消防用設備等の技術上の基準に関する政令等を改正する法令による改正後の当該政令等の規定の適用の際、当該規定に相当する従前の規定に適合していないことにより法第17条第1項の規定に違反している同条同項の防火対象物における消防用設備等
- (2) 建築許可等についての消防長又は消防署長の同意が、消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の後である政令で定める増築、改築又は大規模の修繕若しくは模様替えに係る法第17条第1項の防火対象物における消防用設備等
- (3) 消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定に適合するに至った法第17条第1項の防火対象物における消防用設備等
- (4) 消防用設備等の技術上の基準に関する政令等の規定の施行又は適用の際、現に存する特定防火対象物における消防用設備等又は現に新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替えの工事中の特定防火対象物に係る消防用設備等

答

解説

- (1) 消防法第17条の2の5第2項第1号。
- (2) 消防法第17条の2の5第2項第2号。建築許可等についての消防長又は消防署長の同意ではなく、工事の着手が正しい。
- (3) 消防法第17条の2の5第2項第3号。
- (4) 消防法第17条の2の5第2項第4号。

〔消防用設備等〕問2 動力消防ポンプ設備に関する次の文を読み、消防法令上、誤っているものを1つ選べ。

- (1) 屋外消火栓設備の設置義務がある防火対象物には、動力消防ポンプ設備を設置する必要がある。ただし、屋外消火栓設備を設置した時は、その有効範囲内の部分について動力消防ポンプ設備を設置しないことができる。
- (2) 延べ面積が2,000m<sup>2</sup>の工場の用途に供する防火対象物で、主要構造部を耐火構造とし、かつ、壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを難燃材料でしたものには動力消防ポンプ設備を設置する必要はない。

答

解説

- (1) 消防法施行令第20条第1項第2号
- (2) 消防法施行令第20条第2項、同令第11条第2項の規定が準用され、床面積の数値は3倍が適用される。
- (3) 消防法施行令第20条第3項。屋外消火栓設備の設置義務のある防火対

- (3) 動力消防ポンプ設備の規格放水量は、 $0.4\text{m}^3$ 毎分以上としなければならない。
- (4) 規格放水量が $0.5\text{m}^3$ 毎分以上の動力消防ポンプ設備の水源は、防火対象物の各部分から一の水源までの水平距離が100m以下となるように設置する必要がある。

象物又はその部分に設置する場合は規格放水量が $0.4\text{m}^3$ 毎分以上のものを設置する必要があるが、屋内消火栓設備の設置義務のある防火対象物又はその部分に設置する場合は規格放水量が $0.2\text{m}^3$ 毎分以上のものを設置すれば足りる。

- (4) 消防法施行令第20条第4項第1号。

**〔防火査察〕問1 消防法の罰則に関する次の記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。**

- (1) 消防法の罰則については、命令規定を前提とする罰則規定と規定違反に対する直接の罰則規定がある。
- (2) 命令規定を前提とする罰則規定に係る違反については、原則として違反処理基準に基づいて命令を発動し、命令に従っていない事實を把握し、罰則の適用を促すための告発を実施する必要がある。
- (3) 法第17条の3の3に規定する消防用設備等の点検の報告をしない者の罰則は、規定違反に対する直接の罰則規定であり、罰則を適用を促すための告発を実施する必要がある。
- (4) 法第5条の3第1項に規定する物件の除去命令等の違反者については、法第5条の2に規定する使用停止命令を適用することになるので、法第5条の3第1項命令違反者に対する罰則規定はない。

答

解説

- (1) 違反処理マニュアルによる。
- (2) 違反処理マニュアルによる。
- (3) 法第44条第1項第11号及び違反処理マニュアルによる。
- (4) 法第5条の3第1項に規定する物件の除去命令等の違反者については、法第41条第1項第1号の罰則規定があり、当該罰則を適用するには告発をする必要がある。なお、法第5条の3第1項の命令違反は、法第41条第1項第1号の告発又は法第5条の2に規定する使用停止命令の適用することが可能である。

**〔防火査察〕問2 法第4条の立入検査要領等に関する次の記述のうち、適当でないものは次のうちどれか。**

- (1) 限られた時間において重点的、効率・効果的な立入検査を実施するため、防火対象物の状況や過去の指導経過等を事前に把握し、検査に必要な事項を検討しておくなどの事前の準備が必要である。
- (2) 立入検査の実施体制については、職員の予防関係知識・技術・経験、勤務形態、事務量等を勘案し、防火対象物の区分等に応じて、消防長又は消防署長が事前に実施する職員を指定しておくことは重要である。
- (3) 立入検査は、消防用設備等の点検報告及び防火対象物定期点検の点検結果等が良好であったとしても、当該点検部分の検査項目を省略することなく、全ての検査項目を検査しなければならない。
- (4) 防火対象物の一部分について検査を拒否された場合は、拒否する理由を確認するとともに、検査の必要性や目的について丁寧に説明するなど、相手方を説得する必要がある。説得しても拒否された場合は、期日を改めて出向るべきである。

答

解説

- (1) 立入検査マニュアルによる。
- (2) 立入検査マニュアルによる。
- (3) 消防用設備等の点検結果等が良好と認められる場合は、当該点検部分の検査項目について、防火対象物の状況に応じて省略するなど、効率的な立入検査に配慮すべきである。
- (4) 立入検査マニュアルによる。

**〔危険物〕問1 製造所等に設ける標識及び掲示板に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。**

- (1) 移動貯蔵タンクに掲げる標識を除き、幅 $0.3\text{m}$ 以上、長さ $0.6\text{m}$ 以上の板であること。
- (2) 給油取扱所にあっては、「給油中エンジン停止」と表示した掲示板を設けること。
- (3) 移動貯蔵タンクに掲げる標識を除き、色は、地を白色、文字を黒色とすること。
- (4) 移動タンク貯蔵所の標識は、車両の後部の見やすい箇所に掲げること。
- (5) 掲示板には、貯蔵し、又は取り扱う危険物の類、品名及び貯蔵最大数量又は取扱最大数量、指定数量の倍数並びに危険物保安監督者の氏名又は職名を表示すること。

答

解説 製造所等には、標識及び防火に関し必要な事項を掲示した掲示板を設けることとされている。

〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第9条第1項第3号 他。

危険物の規制に関する規則第17条、

## 〔危険物〕問2 運搬容器への収納の基準として、次のうち誤っているものはどれか。

- (1) 一の外装容器には、原則として類を異にする危険物を収納しないこと。
- (2) 固体の危険物は、運搬容器の内容積以下の収納率で運搬容器に収納すること。
- (3) 収納する危険物と危険な反応を起こさない等危険物の性質に適応した材質の運搬容器に収納すること。
- (4) 液体の危険物は、原則として運搬容器の内容積の98%以下の収納率であって、かつ、55度の温度において漏れないように十分な空間容積を有して運搬容器に収納すること。
- (5) 温度変化等により危険物が漏れないように運搬容器を密封して収納すること。

答

解説 危険物の運搬は、運搬容器への収納の基準に従って行わなければならない。

## 〔参照条文〕

危険物の規制に関する政令第29条第1号、危険物の規制に関する規則第43条の3。

## 昇任試験実力養成講座・救急救命士国家試験問題模擬テスト・予防技術検定模擬テスト〈解答〉

## —— 昇任試験実力養成講座 ——

共通（消防士長・消防司令補）問題

## 〔地方自治〕

問1 答 (3)

問2 答 (4)

## 〔公務員法制等〕

問1 答 (1)

問2 答 (5)

## 〔消防組織〕

問1 答 (2)

問2 答 (3)

## 〔消防教養〕

問1 答 (1)

## 〔消防法規〕

問1 答 (2)

問2 答 (1)

問3 答 ① 条例

② 防火

③ 3日

④ 7日

⑤ 指定確認検査機関

問4 答 ① 高層建築物

② 旅館

③ カーテン

④ 販売

問5 答 ① 二

② (15)

③ 二

④ 二

⑤ 従属的な部分

⑥ 含まれる

問6 答 (3)

## 〔消防設備〕

問1 答 (3)

問2 答 (2)

問3 答 ① 耐火構造  
② 壁及び天井  
③ 難燃材料 ④ 3  
⑤ 2

問4 答 (4)

問5 答 (1)

問6 答 (5)

問7 答 (4)

問8 答 (3)、(5)

## 〔危険物〕

問1 答 (5)

問2 答 (5)

## 〔防災〕

問1 答 ① 都道府県  
② 都道府県の委員会  
③ 委員  
④ 市町村長  
⑤ 市町村の委員会  
⑥ 委員  
⑦ 都道府県の知事  
⑧ 市町村の市町村長

問2 答 (4)

問3 答 (1)

## 〔救助〕

問1 答 (3)

## 〔救助〕

問1 答 ① 編成  
② 装備  
③ 救助活動

④ 消防機関

## 〔石油コンビナート〕

問1 答 (4)

問2 答 (5)

## 〔原子力〕

問1 答 (2)

問2 答 (1)

## 〔無線法規〕

問1 答 (3)

## 〔無線工学〕

問1 答 (4)

## 〔国民保護〕

問1 答 (5)

問2 答 2つ ((3)及び(5))

## 〔警防〕

問1 答 (1)

問2 答 (4)

問3 答 (1)

## —— 消防 司令 問題 ——

## 〔組織管理〕

問1 答 (1)

## 〔消防財政〕

問1 答 (3)

## 〔人事管理〕

問1 答 (5)

## 〔警防〕

- 問1 答 (3)  
問2 答 (3)  
問3 答 (2)

## 〔救急〕

- 問1 答 (3)

## =救急救命士国家試験問題模擬テスト=

## 〔一般問題〕

- 問1 答 (4)

- 問2 答 (3)

- 問3 答 (1)

- 問4 答 (2)

## 〔状況設定問題〕

- 問1 答 (3)  
問2 答 (2)、(5)

## =予防技術検定模擬テスト=

## 〔共通〕

- 問1 答 (4)

## 〔消防用設備等〕

- 問1 答 (2)  
問2 答 (3)

## 〔防火査察〕

- 問1 答 (4)  
問2 答 (3)

## 〔危険物〕

- 問1 答 (4)  
問2 答 (2)

## 昇任試験実力養成講座・小論文

## 解答例

近年、大勢の被害者の発生を伴う大規模事故などに際し、周辺の事業所や住民が消防隊が現場に到着する前に自主的に救出、応急手当、医療機関等への搬送等を行い、大きな成果を上げたことに大きな関心が集まつた。こうした中、消防行政においては地方公共団体と事業所の間で、救助活動等に関して協力関係を促進させる努力が払われているが、被害者の生命等の保護を考えたとき、さらに周辺事業所や住民間に協力を求めていくことが重要な課題になっている。

そこで、住民らの協力を得るときに、どうしても避けて通れないのが住民らの死傷等に対する補償という問題である。これに関しては先ず消防法に補償規定がある。消防吏員や団員が緊急の必要があるときに災害現場の付近にある者に、人命救助等に従事させることができるとして、消防吏員等に応急公用負担の権限を与えており、これに応えて業務に従事した住民等が死傷等の障害が発生したような場合には、市町村は損害補償基準を定める政令に従った条例に基づいて補償しなければならない。この補償制度は、基本的には消防吏員等が救助活動などへ従事することを要請してはじめて住民等が救護等の業務を行うことになるため、消防隊が現場に到着する前の段階で自発的に救護等の活動を行い死傷等の障害を負ってもそれには不十分な対応しかされない。他にも災害対策基本法に同様の規定が置かれているが、これも自発的な救助活動等には適用できない。

一方、消防隊の現場到着前の住民の協力に関する補償として、消防法の中には応急消火義務者に対して協力した住民等に関わ

る補償制度もある。消防法では、現場付近にある住民等は、火災のほか水災を除く災害時に応急義務者等が行う救助等に協力しなければならないとしており、協力を受ける者が現場に所在していないとも住民らの自主的な救助活動等に対して補償を行うとされているため、この補償制度は大規模事故等に際し、消防隊の到着前の住民による自主的協力に対して補償する旨を定めたものだと考えることができる。したがって、こうした補償制度は住民の積極的な救助活動等への協力を促すものとしてしっかりと考慮して行くべきだろう。他にも、事業所などについては労働災害補償や、住民らの自主的な救助活動等に関しては、警察官の職務に協力援助した者に対する補償、海上保安官に協力援助した者等への補償などもあるが、これらの制度は、自らの危難を感じながらの自主的救助活動等を行った者に適用され、事故等の祭に行われる自主的な救助・救護活動等に関する補償とは幾分その趣旨が異なり、消防機関が到着する前に行われる住民らの救助・救護等の活動をさらに促すための補償制度としては幾分足りない面がある。

このように見えてくると、現在、現実に消防隊が事故等の現場に到着する前には、大半の事故等に起因した負傷者等の救助・救護等は基本的に自己の責任として処理しなければならない者が応急消火義務者と同じ立場で存在する筈であるから、こうした補償制度の適用の検討をさらに進め、事故等の初期段階での救助等を大きく広げていくことは非常に重要なことだと考えられる。

# 改 消防昇任試験 1000題

基本的な知識を問う問題を厳選し登載  
出題の意図を正しく理解できるよう  
全問題に解説を付けた最新の問題集！

■消防昇任試験問題研究会 編  
B5判／414頁  
定価3,000円（税込340円）

消防昇任試験  
1000題



近代消防社 〒105-0001 東京都港区虎ノ門2丁目9番16号(日本消防会館内) TEL 03-3593-1401 FAX 03-3593-1420